

一般社団法人日本臨床発達心理士会 準会員規程

(総則)

第 1 条 一般社団法人日本臨床心理士会定款第 7 条 3 に基づき、この規程を定める。

(入会基準)

第 2 条 準会員は、臨床発達心理士資格（以下、本資格）を取得したい個人であって、1 名以上の一般社団法人日本臨床発達心理士会（以下、本会）正会員の推薦のあるものとする。

2. 以下の者が準会員の対象となる。

一 本資格を取得可能な学部学生および大学院に在籍する学生

二 発達支援に従事している実務家

三 すでに公認心理師や臨床心理士等の資格を保有している者

3. 準会員になることを希望する者は、推薦者の推薦を得た上で本会ホームページを通じて入会申し込み手続きを行い、執行部会の承認を得た後、当該支部の役員の確認を経て、準会員として認められる。

4. 準会員は、原則として推薦者と同じ支部に所属する

(権利)

第 3 条 準会員は、推薦者および支部・支部役員の助言をうけることや、また、本会で行う事業に参加する事によって、臨床発達心理士資格取得のための支援を受けることができる。

2. 本会の事業の中で準会員が受けることができるものは以下のものに限定される。

一 正会員による実践に関する支援

二 基礎的な研修会への参加

三 メールマガジンの受け取り

四 上記以外で、理事会によって特に認められた活動

(権利の制限)

第 4 条 本会で行う事業の中には、支部総会や特定の研修会など準会員が参加できないものがある。

2 会員に配布される印刷物の配布を受けることはできない。

3 準会員の入会に際して、これらの制限について、あらかじめ明示する。

(義務)

第 5 条 準会員は、本会諸規程および倫理綱領を遵守する責任を負う。

2. 準会員は、所定の年会費を支払う。金額は会費規程に定める。

(退会、除名、再入会)

第 6 条 準会員は、臨床発達心理士資格を取得した場合本会に正会員として入会し、準会員を退会する。

2. 準会員は、前条に定められた準会員としての義務に反したことを行った場合に、除名されることがある。

3. 準会員の退会は、本会事務局に退会の旨を連絡することによってなされる。

4. 準会員が再入会したい場合、1名以上の本会正会員の推薦と執行部会の承認、支部役員の確認を要し、入会時と同様の手続きが求められる。

5. 準会員となる事が出来るのは、原則として通算5年間とする。ただし、特別な事情があり、執行部が承認した場合はこの限りではない。

(改正)

第7条 本規程の改正は、理事会の承認を得るものとする。

付則

施行：2023年2月1日

2023年10月15日 一部改定